

熊本県
ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理計画



平成18年3月制定
平成27年3月変更
平成29年4月変更

熊 本 県

目次

第1章 計画策定について	
第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物について	1
第2節 計画の趣旨	1
第3節 計画期間（計画の見直しを含む。）	2
第2章 熊本県におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	
第1節 現状	4
第2節 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み	5
1 高圧トランス等・高圧コンデンサ類及び廃ポリ塩化ビフェニル等	
2 安定器等・汚染物	
3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等	
第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項	
第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状	6
第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策	6
1 適正な保管の確保	
2 収集運搬における安全対策	
3 PCB廃棄物の分解又は解体に係る指導・助言	
第3節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項	7
1 計画的処理完了期限	
2 事業終了準備期間	
3 処分期間	
第4節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項	8
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	
2 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進	
3 未届出のポリ塩化ビフェニル含有電気機器の掘り起こし	
4 PCB廃棄物に関する立入検査、研修会の実施などについて	
5 多量保管事業者の処理計画	
6 熊本市・関係機関との協力体制	
7 県庁における横断的な取組み	
第4章 その他	
第1節 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開	12
第2節 PCBの使用された部品を含む廃家電製品の処理	12
第3節 地域の理解	12

第1章 計画について

第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

ポリ塩化ビフェニルは、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有する物質であり、熱媒体、トランス及びコンデンサ用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い分野で使用され、我が国では、これまで、約59,000トンのポリ塩化ビフェニルが生産され、このうち約54,000トンが国内で使用されました。

昭和41年以降、世界各地の魚類や鳥類の体内からポリ塩化ビフェニルが検出されるなど、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が地球全体にまで及んでいることが明らかになってきました。

また、福岡県、佐賀県を中心に、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起き、その後、様々な生物や母乳等からも検出され、ポリ塩化ビフェニルによる汚染が問題となりました。

このような状況を踏まえ、昭和47年からは、ポリ塩化ビフェニルの新たな製造はなくなり、さらに、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となりました。

その後、高圧トランス及び高圧コンデンサを始めとしたポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）について、その処理体制の整備が著しく停滞したため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われ、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続してきました。

このような中、PCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっております。

第2節 計画の趣旨

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物の早期の処理については、県民の理解が醸成されるとともに、その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）、ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品（以下「PCB含有機器」という。）を製造した者（以下「製造者等」という。）、国、都道府県及び市町村が、この問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たすことが求められます。

このため、熊本県では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「熊本県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、国や、日本環境安全事業株式会社（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」、以下「JESCO」という。）、広域調整会議と連携・協力し効果的かつ計画的にPCB廃棄物を処理しており、また、PCB含有機器の使用中止要請及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に拠出することで、PCB廃棄物の早期処理の促進を図ってきたところです。

この結果、平成26年3月31日時点において、JESCOに登録されたトランス類は100%、コンデンサ類の96%、安定器等・汚染物80%の処理が完了したところです。

しかしながら、PCB廃棄物が新たに発見される事例や、PCB廃棄物の処理委託に消極的である保管事業者の存在、また、処理施設における作業者に係る安全対策や処理開始後に明らかとなった課題への対応のため、当初予定していた平成28年3月までの処理事業完了が困難な状況となったことから、国において、廃棄物処理法第5条の2第1項に規定する基本指針に即して「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を変更し、その処理期限を延長しました。

この基本計画と、熊本県が廃棄物処理法第5条の5に基づいて策定した「熊本県廃棄物処理計画」との整合を図る形で平成18年3月に制定した「熊本県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「熊本県PCB廃棄物処理計画」という。）を変更します。

なお、この熊本県PCB廃棄物処理計画は、熊本県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）第7条の規定に基づき策定し、その基準はPCB特措法施行規則第4条に則したものです。

第3節 計画期間（計画の見直しを含む。）

熊本県PCB廃棄物処理計画の期間は、平成34年3月31日までとします。

なお、熊本県PCB廃棄物処理計画は、環境省が策定する基本計画の策定状況及び熊本県におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案して必要な見直しを行うこととします。

参考

高濃度 P C B 廃棄物	P C B を使用した電気機器廃棄物で、一般的に、コンデンサは P C B 濃度概ね 100%、トランスは P C B 濃度概ね 60% となっている。
低濃度 P C B 廃棄物	P C B 濃度が 5,000mg/kg 以下の廃棄物
低濃度 P C B 汚染物	低濃度 P C B 廃棄物のうち、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類などに付着した P C B 濃度が 5,000m g /kg 以下のもの。
低濃度 P C B 処理物	P C B 廃棄物を処分するために処理したものであって、PCB 濃度が 5,000m g /kg 以下のもの。 廃油は 0.5mg/kg 超、廃酸又は廃アルカリは 0.03mg/l 超のもの、廃プラスチック類又は金属くず或いは陶磁器くずは P C B が付着しているもの、上記以外の場合は 0.003mg/kg 超であるもの。
微量 P C B 汚染廃電気機器等	「微量 P C B 汚染絶縁油」「微量 P C B 汚染物」「微量 P C B 処理物」をいい、非意図的に P C B が混入した廃棄物。
微量 P C B 汚染絶縁油	電気機器又は OF ケーブルに使用された絶縁油であって微量の P C B に汚染されたもの。
微量 P C B 汚染物	微量 P C B 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの。
微量 P C B 処理物	ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、微量 P C B 汚染絶縁油及び微量 P C B 汚染物を処分するために処理したもの。

* P C B 廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称です。

* 微量とは、ここでは数 mg/kg から数十 mg/kg 程度を指す。

第2章 熊本県におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、

保管量及び処分量の見込み

第1節 現状

PCB特措法第8条の規定に基づき、保管事業者により届出のあった平成28年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類別の保管量は次のとおりです。

廃棄物の種類	保管量
高圧トランス	16 個・台
高圧コンデンサ	89 個・台
低圧トランス	0 個・台
低圧コンデンサ	16 個・台
柱上トランス	1 個・台
安定器	1,678 個・台
廃ポリ塩化ビフェニル	12,170.88 kg
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	0.00 kg
感圧複写紙	0.00 kg
ウエス	230.54 kg
汚泥	0.00 kg
その他の機器等	585 個・台

PCB特措法第8条の規定に基づき、保管事業者により届出のあった平成28年3月31日現在のポリ塩化ビフェニル使用製品の種類別の使用量は次のとおりです。

廃棄物の種類	使用量
高圧トランス	15 個・台
高圧コンデンサ	3 個・台
低圧トランス	0 個・台
低圧コンデンサ	0 個・台
柱上トランス	0 個・台
安定器	4,408 個・台
廃ポリ塩化ビフェニル	0 kg
ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	0 kg
その他の機器等	382 個・台

第2節 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 高圧トランス等・高圧コンデンサ類（個・台）

年度	種類	発生量	処分量	保管量
平成27年度 まで	高圧トランス等		20個・台	16個・台
	高圧コンデンサ類		712個・台	105個・台
平成28年度 以降	高圧トランス等	15個・台	15個・台	
	高圧コンデンサ類	3個・台	3個・台	

*平成28年度以降の発生量は、熊本県に「使用中」と届出がある個・台数です。今後、未届出のPCB廃棄物掘り起こし調査の進捗により変動する可能性があります。

*高圧トランス等・高圧コンデンサ類における平成27年度までの処分量はJESCOにおいて処分された個・台数です。また、保管量は熊本県に届出がなされた個・台数です。

2 安定器等・汚染物

ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったものについては平成27年度までに2,625,414台、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のポリ塩化ビフェニル汚染物（以下「安定器等・汚染物」という。）については、平成27年度までに全国で280トンの処理を行いました。また、PCB特措法第8条に基づき届出された安定器等・汚染物は、主なものとして安定器が約386万個、低圧コンデンサが約60万台、感圧複写紙が約660トンとなっています。

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について、使用中のものも含めた量は、PCB基本計画において、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約100万台、OFケーブル（注：Oil filled Cable）が約1,400キロメートル存在すると推計されています。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状

国は、J E S C Oを活用して都道府県等と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を進めてきました。平成13年11月、北九州市に西日本17県分のP C B廃棄物を処理する事業が、わが国で初めて認可されましたが、その後愛知県豊田市、東京都江東区地先、大阪府大阪市、北海道室蘭市における事業が認可され、平成16年には47都道府県を対象とする広域処理施設（全国5か所）の整備体制が整いました。このほか、すでに、民間においては自社処理が進められています。

廃棄物処理法で認められているP C B廃棄物の処理方法は、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式及び熔融分解方式などがありますが、J E S C O北九州事業所の第1期の処理方法として脱塩素化分解方式が採用され、平成16年12月から北九州市で保管されているP C B廃棄物について本格的な処理が始まり、第2期の処理方法としてプラズマ熔融分解法が採用され、平成21年7月から安定器等・汚染物の処理が始まっています。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるP C B廃棄物の処理は、作業者に係る安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年3月までの処理事業完了が困難な状況となりました。

なお、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器類等について、電力会社が自ら保管する柱上トランスについて自社処理施設を整備し処理を行っており、平成21年度から廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度による処理体制の確保が行われています。平成28年11月時点では、廃棄物処理法第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定を受けている事業者は31社となり、九州では2社が認定を受けています。（環境省 HP「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」参照。）

第2節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策

1 適正な保管の確保

熊本県は、国及びJ E S C Oと連携してP C B廃棄物の保管に関する情報を整理し、P C B廃棄物の保管、収集運搬及び処分に関する情報を総合的に管理することとします。なお、保管事業者には届出の推進、適正な保管、処理の推進に係る意識の向上を図ることとします。

2 収集運搬における安全対策

熊本県は、P C B廃棄物を保管事業所からJ E S C O北九州事業所まで収集運搬

するにあたって、処理業者及び保管事業者に対して「PCB廃棄物の収集・運搬のガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守させるとともに、北九州市における輸送規制の周知徹底を図り、北九州市の地元の理解と協力を促すために必要な取組みを積極的に推進することとします。

また、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要であることから、JESCO北九州事業所への計画的な収集運搬、対象となるPCB廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制について、十分な協議、調整を相互に行うこととします。

なお、北九州市における輸送規制については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」によるものとします。

3 PCB廃棄物の分解又は解体に係る指導・助言

熊本県は、PCB廃棄物の分解又は解体は、原則として認めないこととします。

ただし、大型機器であって保管場所からの搬出・運搬が困難である場合などは、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年8月改訂）」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成25年6月）」、「搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法（平成27年1月）」に従い適正に行う場合は、この限りではありません。

なお、これらのガイドライン等が改訂された場合は、その改訂後のガイドライン等に従うこととします。

また、コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサの形状及び正常に変化が生じていない場合において、通知に明記された要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度のポリ塩化ビフェニルを封入したコンデンサと、そのポリ塩化ビフェニルに汚染された可能性があるもののPCB濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合に限り、その分解・解体を認めることとします。（平成26年9月16日付け環廃産発第1409618号付け「ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について（通知）」参照。）

第3節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

国は、日本全体のPCB廃棄物を一日でも早期に処理するため、平成26年6月に、JESCOの各事業所において、一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとしました。

また、国は、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限としての計画的処理完了期限と、処理が容易ではない機器、事業終了のための準備を行うための期間として事業終了準備期間を設定し、さらに平成28年の特別措置法の改正において、計画的処理完了期限を確実に達成するため、新たに処分期間を設定しました。

1 計画的処理完了期限

熊本県は北九州事業所のエリアに属することから、高濃度の高圧トランス・コンデンサ等については平成31年3月31日までに、安定器等・汚染物については平成34年3月31日までに、県内の高濃度PCB廃棄物の全量処理を完了する必要があります。

なお、地元地方公共団体が処理施設の延長の受入れを決断されたことに配慮し、この期限に関わらず、一日も早い処理に向けて保管事業者に対して高濃度PCB廃棄物の処理を指導することとします。また、その進捗については、関係機関が定期的に集まる広域調整協議会などの場で共有しつつ管理することとします。

2 事業終了準備期間

事業終了準備期間は、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を考慮し設定されていることから、熊本県は、この趣旨に沿った委託処理を指導します。

さらに、この事業終了準備期間を設定した趣旨を鑑み、保管事業者に対しては計画的処理完了期限内に必ず処理するよう指導することとします。

3 処分期間

計画的処理完了期限を確実に達成するため、それぞれの計画的処理完了期限の1年前の日を処分期間として設定されています。そのため熊本県は、特例適用を除き、高濃度の高圧トランス・コンデンサ等については平成30年3月31日までに、安定器等・汚染物については平成33年3月31日までに、県内の高濃度PCB廃棄物の全量処理を目指します。

第4節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

熊本県内のPCB廃棄物の保管事業者は中小企業者が多数を占めており、倒産・廃業等から適正保管及び適正処理が困難となる事態も僅かながら生じているうえ、PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物に比べ相当高額とならざるを得ないため、処理費用の負担能力の小さい中小事業者などはその負担が困難となり、PCB廃棄物の処理推進に支障をきたすことが想定されます。

このため平成13年度から国及び都道府県市などの拠出によるPCB廃棄物処理基金の造成を独立行政法人環境再生保全機構において行っており、中小企業者、常時使用する従業員の数が100人以下の法人、破産者（破産管財人）などに関するPCB廃棄物に係る費用負担を軽減していますが、熊本県は、引き続きポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成に協力することで、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理を促進することとします。

2 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進

熊本県は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等が不適正に保管及び処理されないことがないように情報提供に努めます。

(1) 微量のポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の使用者

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認することとします。

また、併せて、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルによる汚染されているかどうかを確認することとします。

(2) 産業廃棄物処理業者

電気機器等が廃棄物となったもの（以下「廃電気機器等」という。）に係る産業廃棄物処理業者は、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を誤って処分しないよう、国、熊本県及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認することとします。

また、廃電気機器等がPCB廃棄物であると判明した時は、排出事業者に対し、当該PCB廃棄物の収集・運搬及び処分を許可業者に委託するよう働きかけることとします。

3 未届出のポリ塩化ビフェニル含有電気機器の掘り起こし

熊本県においては、高濃度PCB廃棄物は平成23年度から、低濃度PCB廃棄物は平成25年度から本格的に処理がなされているところですが、いまだに熊本県に対する届出のないPCB廃棄物及びポリ塩化ビフェニル含有電気機器（以下「PCB含有機器」という。）が確認されている実態があることから、熊本県は、未届出のPCB含有機器の掘り起こし調査を実施し、高濃度及び低濃度PCB廃棄物ともに処分期間末日の半年前までに掘り起こし調査を完了し、県内にあるすべてのPCB廃棄物を把握のうえ、処理することを目標とします。

4 PCB廃棄物に関する立入検査、研修会の実施などについて

(1) PCB含有機器の使用中止について

PCB含有機器の使用者は、廃棄物処理法による排出事業者責任及び平成37年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、また、高濃度PCB廃棄物の処理費用が値上げされる予定があることから、自ら処理を行わない場合は、一日も早く使用を中止し、JESCOに処分の委託を行うこととします。

なお、熊本県は熊本市と協力して講習会等を通じてP C B含有機器の計画的な使用の中止を要請します。

(2) 立入検査の実施について

熊本県は、P C B特措法に基づく届出により、保管事業者のP C B廃棄物の保管の状態を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬を行う者が収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、定期的に立入検査を行い、適正な指導監督に努めるものとします。

併せて、P C B含有機器を使用している事業者に対しては、その使用を中止するよう要請したうえで、使用中止の時期について聞き取り、また、P C B特措法に基づく届出について助言することとします。

(3) 周知について

P C B廃棄物の周知については、循環社会推進課で開催している産業廃棄物処理業者研修会及び産業廃棄物排出事業者研修会、業界団体が主催する研修会などへの講師派遣、3 Rコーディネーターによる企業訪問における説明などを通して実施し、P C B廃棄物に関する意識の向上、適正処理を促すこととします。

5 多量保管事業者の処理計画

高濃度P C B廃棄物であるトランス・コンデンサ類を30台以上、または、安定器類1.5トン以上を保管している事業者(以下「高濃度P C B廃棄物多量保管事業者」という。)は、J E S C Oの受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を速やかに策定することとし、当該計画に基づきP C B廃棄物の処理が完了するまでの間、計画的な搬入に努めることとします。

また、低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された電気機器を30台以上保管している事業者(低濃度P C B廃棄物多量保管事業者)は、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきP C B廃棄物の処理が完了するまでの間、計画的な搬入に努めることとします。

6 熊本市・関係機関との協力体制

熊本県は、熊本市と協力して、県民、保管事業者及び収集運搬業者等にP C B廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図るとともに、県民、保管事業者、収集運搬業者等、J E S C O(処理業者)及び市町村等のすべての関係者が、ポリ塩化ビフェニルによる環境リスクに関する科学的な情報を共有できるように努めるものとします。

また、九州産業保安監督部、電気保安協会及び熊本県産業資源循環協会などと緊密に連携し、自家用電気工作物設置者等に対してP C B廃棄物の適正処理を促します。

7 県庁における横断的な取組み

県庁においては、継続的に研修会を開催することで職員の資質を向上させ、県有

施設におけるP C B含有機器及びP C B廃棄物を確実に把握のうえ、適正に処理します。

また、部局横断的に連携することで、事業者に対する網羅的なP C B廃棄物等の掘り起こし調査に努めます。

第4章 その他

第1節 PCB廃棄物の処理に係る情報の収集、整理及び公開

熊本県は、PCB特措法に基づく公表に際して、国の取組みに準じて、地域のPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関する情報を、地域住民その他の関係者に対して分かりやすく提示していくよう努めます。

また、ポリ塩化ビフェニルを絶縁油に使用する電気工作物（以下「PCB電気工作物」という。）等の使用、保管及び処分の状況を適切に把握するため、特別措置法に基づく届出情報及び電気事業法電気関係報告規則に基づくPCB電気工作物の設置の状況に関する報告情報について、熊本県と九州産業保安監督部との間で情報交換を行うことによってこれらの共有化を図ります。

第2節 PCBの使用された部品を含む廃家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、テレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては昭和47年まで、ポリ塩化ビフェニルを含む低圧コンデンサを使用して製造されたものがあり、これまでは、これらの家電製品の製造者によりPCBを使用した部品の取外し及び保管が行われてきたところです。

今後とも、ポリ塩化ビフェニルの製造が禁止される昭和49年以前に製造された上記3機種の家電製品については、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町村は廃家電製品の処理に際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、ポリ塩化ビフェニルを使用した部品の取扱いに留意する必要がありますので、熊本県は、廃家電製品が適正に処理されるよう市町村に協力していくこととします。

第3節 地域の理解

JESCO北九州事業所の地元地方公共団体である北九州市は、70回以上、延べ1800名を超える市民説明、また、議会での幾重にもわたる議論を経て、国からのPCB廃棄物処理事業の拡大及び初期期限の延長を受け入れるという大変重い決断をされたところです。

熊本県は、こうした北九州市の重要な貢献を認識したうえで、地元の理解と協力のもとに成り立っていることを認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進することとします。

参照HP

環境省 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 (<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (<http://www.jesconet.co.jp/>)

一般社団法人日本電機工業会 (<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/index.html>)

北九州市_北九州PCB処理事業 (https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0173.html)